

※朱書き部分を修正すれば、名古屋市も使用可能。なお、愛知県は各保健所長が措置等行うが、名古屋市は本庁が担当するので「名古屋市長」名となる。
※中核市は措置を行わない。

(別紙様式7)

措置入院決定のお知らせ

平成 年 月 日

様

保健所長

- あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認めたので、通知します。
- あなたの入院は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条（第29条の2）の規定による措置（緊急措置）入院です。
- あなたの入院中においては、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。
ただし、封書に異物が同封されていると判断されている場合は、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。
- あなたの入院中においては、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- あなたは、治療上の必要性から、行動制限を受けることがあります。
- もしも、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、愛知県知事に請求することができます。この点について詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号
愛知県精神医療審査会（愛知県精神保健福祉センター内）
電話052-962-5376

- 病院の治療方針に従って治療に専念してください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、**愛知県**を被告として（訴訟においては**愛知県**を代表する者は**愛知県知事**となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

※朱書き部分を修正すれば、名古屋市も使用可能。なお、愛知県は各保健所長が措置等行うが、名古屋市は本庁が担当するので「名古屋市長」名となる。
※中核市は措置を行わない。

(別紙様式第37)

移送に際してのお知らせ

様

平成 年 月 日

- 1 あなたをこれから、措置入院が必要であるかどうかを判定するため に移送します。
- 2 あなたの移送は、 で行います。
- 3 この移送に不服のあるときは、この移送の日の翌日から起算して、60日以内に愛知県知事に対し、審査請求することができます。
- 4 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事となります。）提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保健所長

※朱書き部分を修正すれば、名古屋市も使用可能。なお、愛知県は各保健所長が措置等行うが、名古屋市は本庁が担当するので「名古屋市長」名となる。
※中核市は措置を行わない。

(別紙様式第38)

移送に際してのお知らせ

様

平成 年 月 日

- 1 あなたをこれから、措置入院のため 病院に移送します。
- 2 あなたの移送は、 で行います。
- 3 あなた移送中、医療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 4 この移送に不服のあるときは、この移送の日の翌日から起算して、60日以内に愛知県知事に対し、審査請求することができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事となります。）提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保健所長

※朱書き部分を修正すれば、名古屋市も使用可能。なお、愛知県は各保健所長が措置等行うが、名古屋市は本庁が担当するので「名古屋市長」名となる。
※中核市は措置を行わない。

(別紙様式第53)

移送に際してのお知らせ

様

平成 年 月 日

- 1 あなたをこれから、医療保護（応急）入院のため 病院に移送します。
- 2 あなたの移送は、 で行います。
- 3 あなた移送中、医療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 4 この移送に不服のあるときは、この移送の日の翌日から起算して、60日以内に愛知県知事に対し、審査請求することができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事となります。）提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保健所長